CSモルタル工法

水質試験報告書

2008年 4月

水路補修改修工法研究会

【CSモルタル工法 水質試験】

1. 試験の目的

既設農業用水路の補修・改修への適性を確認するため、CSモルタル工法(表層強化処理)施工後の 水質を確認することを目的とする。

2. 試験機関

試験機関名 : 中外テクノス 株式会社 環境事業本部 住 所 : 広島県広島市西区横川新町9番12号

3. 分析方法

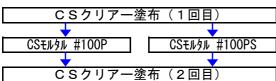
排水基準42項目について、それぞれJIS KO102、JIS KO125、厚生省建設省令第1 号に規定する方法、環告第59号、環告64号、の規定により分析。

4. 試験内容

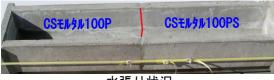
水路模型を作成し、CSモルタル工法(表層強化処理)を施工し、水路模型内に水道水を溜め、14 日間の浸出後に検査用水を採取し分析を行った。

水路模型





CSモルタル工法(表層強化処理)施工完了



水張り状況

CSクリアー塗布(1回目)



CSモルタルコテ塗り



CSクリアー塗布(2回目)



検査用水 採取状況



検査用水 採取状況



5. 試験結果

試験の結果、排水基準42項目の内、pH以外は基準内または定量下限未満で検出されなかった。 (pH11. 2)

6. 経過確認

pHの経過確認のため、水替えを行いpH検査を行った。(社内試験)

測定条件 測定結果

水替え1回目 ・水替えから24時間後の浸出液 pH9. 4 水替え2回目 pH8. 5 測定機器 ・メトラートレド社製 p H メーターM P 1 2 0 水替え3回目 pH7.8

※2回目の水替えで排水基準(pH8.6以下)を満たした。

7. 実施工後の p H 測定結果

実施工後、通水時にpH測定を行っているが、いづれの場合も施工部上流の水と同等の値を示し、上 昇は認められなかった。

8. 考察

流水の場合、施工により基準値を超えることはないが、施工直後に長時間溜まっている水の場合は水 替えまたはpH調整を行い排水する必要がある。



量 計 証 明



株式会社アストン 御中

排水基準42項目分析

発行番号:

W080762

07-5055 受付番号:

平成 20 年 3 月 22 日 発行

計量証明登録番 居広島県第K-50号

広島市西区横川新町9番12号

(082) 295-2237

環境計量士

後藤 壽

ご依頼による計量結果を、下記のとおり証明致します。

試料の種類	排水	採取年月日	H20. 3. 12	受付年月日	H20. 3. 13
採取場所		株式会社アストン		個数	1

DIV-04-993171							
The property of the second			計	量の結	果		
計量の対象および単位				基準値	計量の方法		
			コンクリート水	定量下限	(日間平均)		
水素イオン濃	度	_	11. 2 (18℃)		X¹ A:5.8~8.6 B:5.0~9.0	JIS K0102(1998)-12.1	
生物化学的酸	素要求量	mg/L	1.7	0.5	160以下 (120以下)	JIS K0102(1998)-21	
化学的酸素要	求量	mg/L	3. 0	0.5	160以下 (120以下)	JIS K0102(1998)-17	
浮遊物質量		mg/L	3. 0	0. 5	200以下 (150以下)	環告第59号付表8	
大腸菌群数		個/cm ³	10未満	_	(3000以下)	厚生省建設省令第1号	
n-ヘキサン 鉱物油		mg/L	検出せず	0.5	5以下	環告第64号付表4及び	
抽出物質	動植物油	mg/L	検出せず	0. 5	30以下	JIS K0102(1998)附属書- I	
フェノール類	i含有量	mg/L	検出せず	0.02	5以下	JIS K0102(1998)-28.1	
銅含有量		mg/L	検出せず	0. 01	3以下	JIS K0102(1998)-52.5	
亜鉛含有量		mg/L	検出せず	0. 01	5以下	JIS K0102(1998)-53.4	
溶解性鉄含有	量	mg/L	検出せず	0. 1	10以下	JIS K0102(1998)-57.4	
溶解性マンガ	ン含有量	mg/L	検出せず	0. 1	10以下	JIS K0102(1998)-56.4	
クロム含有量	2	mg/L	0. 02	0.01	2以下	JIS K0102(1998)-65.1.5	
窒素含有量		mg/L	1.6	0. 1	120以下 (60以下)	JIS K0102(1998)-45.2	
りん含有量		mg/L	0. 01	0. 01	16以下 (8以下)	JIS K0102(1998)-46.3.1	

計量の対象および単位			計量の結果				900 - 100 -
		コンクリート木		定量下限	基準値 (日間平均)	計量の方法	
カドミウム及びその化合物	ng/L	検出*	±+*	0.00	01	0.1以下	JIS K0102(1998)-55.4
シアン化合物	ng/L	検出+	±+"	0.1		1以下	JIS K0102(1998)-38.3
有機りん化合物	ng/L	検出+	生す"	0. 1	i	1以下	環告第64号付表1
鉛及びその化合物	ng/L	検出+	t-f"	0.0	1	0.1以下	JIS K0102(1998)-54.4
六価クロム化合物	ng/L	0.0	2	0.0	2	0.5以下	JIS K0102(1998)-65.2.1
砒素及びその化合物	mg/L	検出・	ナず	0.00)5	0.1以下	JIS K0102(1998)-61.2
水銀及びアルキル水銀 その他の水銀化合物	mg/L	検出・	ナず	0.00	05	0.005以下	環告第59号付表1
アルキル水銀化合物	mg/L	検出・	ナザ	0.00	05	検出されないこと	環告第59号付表2
ポリ塩化ビフェニル	ng/L	検出4	±-j*	0.00	05	0.003以下	環告第59号付表3
トリクロロエチレン	mg/L	検出	±-†*	0.0	3	0. 3以下	JIS K0125(1995)-5,2
テトラクロロエチレン	mg/L	検出+	生ず	0, 0	1	0.1以下	JIS K0125 (1995) -5. 2
ジクロロメタン	mg/L	検出+	生ず	0, 0	2	0.2以下	JIS K0125(1995)-5,2
四塩化炭素	mg/L	検出+	検出せず		02	0.02以下	JIS K0125(1995)-5.2
1,2-ジクロロエタン	ng/L	検出・	検出せず)4	0.04以下	JIS K0125(1995)-5.2
1,1-ジクロロエチレン	mg/L	検出・	検出せず 0.02		2	0.2以下	JIS K0125(1995)-5.2
シス-1,2-ジクロロエチレン	mg/L	検出+	生学	0.0	4	0.4以下	JIS K0125(1995)-5,2
1.1.1-トリクロロエタン	mg/L	検出+	t-f	0.3	3	3ELF	JIS K0125(1995)-5.2
1,1,2-トリクロロエタン	mg/L	検出+	±- *	0, 00)6	0,06以下	JIS K0125(1995)-5.2
1,3-ジクロロプロペン	mg/L	検出+	±-f*	0.00)2	0.02以下	JIS K0125(1995)-5.2
チウラム	mg/L	検出・	±+r	0.00)6	0.06以下	票告第59号付表4
シマジン	mg/L	検出+	士子	0.003		0.03以下	環告第59号付表5
チオベンカルブ	mg/L	検出せず		0.02		0. 2ELF	環告第59号付表5
ベンゼン	mg/L	検出せず		0. 01		0.1以下	JIS K0125(1996)-5.2
セレン及びその化合物	mg/L	検出+	±-f*	0.0	1	0.1KF	JIS K0102(1998)-67.2
ほう素及びその化合物	mg/L	0.0	3	0.0	1	₩ A:10 B:230	JIS K0102(1998)-47.3
ふっ素及びその化合物	mg/L	0.	1	0.1	i)	₩ A:8 B:15	JIS K0102(1998)-34.1
アンモニア性窒素	mg/L	検出せず		0.1	₩2	140ELF -	JIS K0102(1998)-42.2
明酸性窒素及び重硝酸性窒素	mg/L	1.2	1.2	0. 1	0.1	11001	JIS K0102 (1998) -43, 2

特記事項

検出せずとは定量下限未満の値のことである。

環告第59号(最終改正:平成15年11月5日環境省告示第123号)環告第64号(最終改正:平成13年6月13日環境省告示第37号)

厚生省建設省令第1号に規定する方法

※1Aは海域以外の公共用水域に排出されるもの、Bは海域に排出されるものの基準

※²基準値に対する値としてアンモニア性窒素×0.4+硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素の合計量を算出した。

計量証明事業の工程の一部を外部の者に行わせた場合にあっては、当該工程の具体的内容、当該工程を実施した 事業者の氏名又は名称及び事業者の所在地

計量証明にかかわらない事項

•項目:大腸菌群数

・試料採取事業者:中外テクノス株式会社 岡山営業所

事業者の住所:岡山市西古松237-126 松本ビル3F